備考　１　この督促状は、法第328条の５第１項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。

２　市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

３　「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第１項に規定する対象不足金額を、「５％加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び５％加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

４　「不申告加算金額」欄の「15％適用分」の欄には、法第328条の11第２項に規定する納入すべき税額を、「５％加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうちの同条第３項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10％加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうちの同条第４項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15％適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

５　「重加算金額」欄の「35％適用分」の欄には、法第328条の12第１項に規定する不足金額を、「10％加重分」の欄には、当該不足金額のうちの同条第３項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35％適用分及び10％加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

６　「重加算金額」欄の「40％適用分」の欄には、法第328条の12第２項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10％加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうちの同条第３項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40％適用分及び10％加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。